

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第9回） における主な意見

「知的財産推進計画2011」に盛り込むべき事項」

（大震災への対応について）

大震災対応を「知的財産推進計画2011」に盛り込むべき事項に記載したことは的確である。

特許庁のホームページに掲載されている内容は運用に関するものだが、それだけでは十分でなく、一括立法で地域特定などして明確化した方が利用者のためになるのではないか。

大震災対応については、短期に対応できるものから法制度に係る長期的なものまであるが、できるものからタイムリーに実施することが重要。何でも立法で対応することが良いかということそうではない。

サプライチェーンに大きな影響が予想され、それに伴い標準化とライセンスにおける知財マネジメントも大きく変わることがあり得る。

現状の日本の風評被害やブランドの毀損状況を調査し対策を講じる必要がある。

震災の影響として技術もアピールしていく必要があり、クールジャパンでアピールすることに日本の技術力も入れてもいいのではないか。海外では必要以上に風評被害が起きている。政府のサイトで信頼できる情報を一元的に発信したらよい。

震災に関する専用相談窓口において、中小企業者から相談があった際に、手続上の緊急救済措置についてしっかり案内してもらいたい。

個々の研究の被害状況の調査は、機微な情報を含むため正確な情報を把握することが難しい。

震災復興も含めて5年から10年先を見据えて、イノベーションハブの在り方などメリハリをつけることが重要。

報告書の中で震災対応の項目を初めの方に記載すれば骨子との差も分かりやすくなるのではないか。

以上